

答 申

1 審査会の結論

掛川市消防長が、「質問聴取報告書」、「実況見分調書」及び「火災原因判定書」に記載された審査請求人に係る保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の削除請求につき、不削除とした決定は、妥当である。

2 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、掛川市個人情報保護条例（平成17年掛川市条例第16号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき審査請求人が行った本件対象保有個人情報の削除請求に対し、平成22年9月22日付け掛消本総第203-1号により掛川市消防長（以下「実施機関」という。）が行った保有個人情報の不削除決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、意見書及び意見陳述において主張している審査請求の理由は、次のように要約される。

ア 不削除理由説明書に対する意見について

(ア) 不削除理由説明書（平成22年10月20日付け掛消本総第273号）において、実施機関は、「質問聴取報告書は、掛川市火災調査規程に基づいて質問し、知り得た事項のうち原因判定上必要と認められる事実について記載したものである。」、「実況見分調書は、関係者立会いの下、所有者（〇〇〇）に説明を求めて調査した事項を記載したものである。」、「火災原因判定書は、調査した事実を総合的に検討し、作成したものである。」と主張するが、審査請求人は、質問されたり、説明を求められた事実はない。以上のように事実に反することが明らかである以上、火災原因調査が適法かつ適正な手段により行われたとは到底言えない。

(イ) 審査請求人が平成〇年に申し立てた調停（平成〇年（〇）第〇号）において、掛川市は、「質問聴取報告書及び実況見分調書は、消防が調査することなく警察から聞いて書いた」

旨を述べており、実際には、審査請求人の立会いの下で実況見分はなされていない。また、消防職員からは、何らの質問も受けていない。

(ウ) 中日新聞（平成8年〇月〇日夕刊）によれば、出火元は〇〇〇〇〇氏所有の倉庫とされているのに対し、実況見分調書では、「出火した棟は、〇〇〇〇〇所有の鉄骨造2階建の倉庫と断定」と記載されていることから、出火元がいずれであるか不明であり、適正な調査がなされていないことは明らかである。

イ 本件対象保有個人情報の取得の違法性について

本件対象保有個人情報は、適法かつ適正な手段により取得されたものではないことから、条例第5条第1項の規定に違反している。その主な理由は、次のとおりである。

(ア) 質問聴取について

質問聴取報告書の供述内容の欄に記載された供述内容は、消防職員が私から直接に取得したものではない。質問聴取報告書の質問日時の欄には、平成8年〇月〇日午前11時30分頃と記載されているが、私はその時間に掛川市立総合病院に薬を受け取りに行っていた。その際、入院中に同じ病室に入院していた磐田市在住の男性と会っている。したがって、質問聴取が行われたとされる時間に質問聴取を行うことは、物理的に不可能であった。質問聴取報告書は、私が警察に供述した内容を消防職員が警察から聞いて作成したものと思われる。また、質問聴取報告書には、私の署名がない。質問聴取報告書は、消防署によってねつ造されたものである。

(イ) 実況見分について

実況見分調書の実況見分の日時の欄には、平成8年〇月〇日午前9時と記載されているが、消防職員は、その時間に〇〇邸で実況見分を行っていた。私の家には、同時刻に〇〇刑事が1人で来て、私と10分間ほど話をした後、今から実況見分を行うと言って出て行った。したがって、私は、実況見分に立ち会っていない。午後3時30分頃、〇〇刑事が1人で再び来て、今から実況見分を再開すると言った。消防職員とは、一切会っていない。

ウ 出火元について

私の所有する倉庫は、出火元ではない。第1発見者と第2発見者は、私の所有する倉庫内に火があったと証言していると警察から説明を受けたが、火の勢いがたき火程度の時点では、彼らは倉庫西側で消火作業をしていた。第2発見者の息子さんは、「〇〇さんが燃えている」と言っていた。掛川警察署の〇〇刑事もそれを確認している。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関が、不削除理由説明書及び口頭による説明において主張している内容は、次のように要約される。

(1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、平成8年〇月〇日の午前零時40分頃、掛川市〇〇〇番地の〇から発生した火災について、消防法（昭和23年法律第186号）第7章及び掛川市火災調査規程に基づき、掛川市消防長の指名した調査員（以下「調査員」という。）が火災調査において取得した保有個人情報である。したがって、本件対象保有個人情報は、適法かつ適正な手段により取得した保有個人情報である。

なお、掛川市火災調査規程は、掛川市、大東町及び大須賀町の新設合併に伴い、平成17年3月31日に失効した後、同年4月1日に掛川市火災調査規程（平成17年掛川市消防本部訓令乙第3号）として新たに制定された。以下において引用する条文は、特に明示しない限り、合併前の掛川市火災調査規程（昭和57年掛川市規程第4号。以下「旧火災調査規程」という。）の条文である。

(2) 本件対象保有個人情報の取得の経緯について

本件対象保有個人情報が取得された経緯は、次のとおりである。

ア 質問聴取報告書に記載された本件対象保有個人情報は、調査員が旧火災調査規程第9条の規定に基づき、平成8年〇月〇日午前11時30分頃に審査請求人宅1階の作業所（掛川市〇〇〇番地の〇）において、審査請求人に対して行った質問聴取により審査請求人から取得した保有個人情報である。

質問聴取報告書は、調査員の予防指導係主査〇〇〇（当時）が当該質問聴取により知り得た事実を、旧火災調査規程第10条の規定により記録したものである。

イ 実況見分調書に記載された本件対象保有個人情報は、調査員の予防指導係長〇〇〇〇（当時）ほか3人の調査員が旧火災調査規程第6条の規定に基づき、平成8年〇月〇日午前9時から掛川警察署員と合同で行った実況見分において取得した保有個人情報である。実況見分では、旧火災調査規程第6条第2項の規定に基づき、審査請求人、火災発見者、初期消火者、通報者等からの説明を求めた。

実況見分調書は、調査員の〇〇〇〇が旧火災調査規程第6条第3項の規定に基づいて作成したものである。

ウ 火災原因判定書は、調査員の〇〇〇〇が旧火災調査規程第20条の規定に基づき、火災調査

により得た事実を総合的に検討し、火災の原因を判定した結果を、旧火災調査規程第21条第1項の規定により作成したものである。

(3) 削除の要否について

条例第15条は、実施機関が条例第5条第1項から第3項までの規定に違反して自己を本人とする保有個人情報を収集したと認めるときは、当該保有個人情報の削除を請求することができる旨を規定している。

ア 条例第5条第1項は、実施機関は、個人情報を取得するときは、適法かつ適正な手段により取得しなければならない旨を規定している。本件対象保有個人情報は、上記(1)及び(2)に記載したとおり、消防法第7章及び旧火災調査規程に基づいて調査員が行った火災調査における質問聴取及び実況見分により取得した保有個人情報であるから、本件対象保有個人情報の取得手段に違法性は認められず、適法かつ適正な手段により取得したものである。

イ 審査請求人は、本件対象保有個人情報が、適法かつ適正な手段により取得したものではないと主張するが、本件対象保有個人情報は、上記のとおり、条例第5条第1項の規定に違反して取得したとは認められないことから、審査請求人の主張は理由がない。

ウ 以上のことから、本件削除請求については、条例第15条に規定する保有個人情報の削除を請求することができる場合に該当するとは認められないことから、条例第20条第2項の規定に基づき本件対象保有個人情報の削除をしない旨の決定をした。

4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 議 経 過
平成22年10月18日	審査諮問書の受理
平成22年10月20日	実施機関から不削除理由説明書を収受
平成22年11月1日	審査請求人から意見書を収受
平成22年11月19日	審査請求人の意見陳述、実施機関から説明聴取、審議
平成22年12月1日	実施機関から説明聴取、審議
平成22年12月14日	審議
平成23年1月26日	審議

5 審査会の判断

(1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、平成8年〇月〇日の午前零時40分頃、掛川市〇〇〇番地の〇において発生した火災について、消防法第7章及び旧火災調査規程に基づき、調査員が行った火災調査により実施機関が取得した保有個人情報である。また、審査請求人が条例第12条第1項の規定に基づき行った質問聴取報告書、実況見分調書及び火災原因判定書（以下「本件文書」という。）に係る保有個人情報の開示請求に対して、実施機関が開示決定した本件文書に記載された審査請求人に係る保有個人情報でもある。

(2) 削除の要否について

本件削除請求は、本件対象保有個人情報の削除を求めるものである。

審査請求人は、本件対象保有個人情報は、条例第5条第1項の規定に違反して取得したものであり、適法かつ適正な手段により取得したものではないとして、その削除を求めている。

実施機関は、本件対象保有個人情報の取得手段に違法性は認められず、適法かつ適正な手段により取得したものであり、原処分は妥当であるとしているので、以下、本件対象保有個人情報の削除の要否について検討する。

条例第15条第1項は、「何人も、実施機関が第5条第1項から第3項までの規定に違反して自己を本人とする保有個人情報を収集したと認めるときは、当該実施機関に対し、当該保有個人情報の削除を請求することができる。」と規定している。したがって、本件対象保有個人情報が条例第5条各項の規定に違反して取得されたときは、条例第20条第1項の規定に基づき、実施機関は、本件対象保有個人情報を削除しなければならないことになる。

ア 条例第5条第1項の該当性について

(ア) 条例第5条第1項は、「実施機関は、個人情報を取得するときは、適法かつ適正な手段により取得しなければならない。」と規定している。

審査請求人は、本件対象保有個人情報は、条例第5条第1項に違反して取得されているので、審査請求人の求める削除は認められて然るべきである旨を主張する。これに対し、実施機関は、本件対象保有個人情報は、消防法第7章及び旧火災調査規程に基づき、調査員が行った火災調査により取得したものであり、適法かつ適正な手段により取得したものである旨を説明する。

そこで、当審査会が本件文書を見分したところ、その内容は、実施機関の説明のとおり、質問聴取報告書については、旧火災調査規程第9条の規定に基づき調査員が審査請求人か

ら質問聴取した内容が記載され、実況見分調書については、旧火災調査規程第6条第1項の規定に基づき調査員が行った火災現場の調査の結果及び同条第2項の規定に基づき調査員が審査請求人、火災発見者、初期消火者、通報者等から受けた説明の内容が記載され、火災原因判定書については、旧火災調査規程第20条の規定に基づき調査員が調査により得た事実を総合的に検討し、火災の原因を判定した結果が記載されているものであった。したがって、本件文書は、旧火災調査規程の規定に基づく手続に従って作成されたものであり、その記載内容である本件対象保有個人情報、消防法第7章及び旧火災調査規程に基づき調査員が行った火災調査により取得したものである。

(イ) 次に、実況見分に関することであるが、審査請求人は、実況見分に立ち会っていないと主張している。一方、実施機関は、実況見分は審査請求人の立会いの下に行ったと主張しており、両者の主張には隔たりがある。この点について、実施機関に説明を求めたところ、次のことが判明した。

実況見分は、平成8年〇月〇日午前9時から消防職員4人が掛川警察署との合同により、審査請求人が所有する倉庫ほか2棟を一体として実施した。審査請求人に立会いを要請した消防職員は不明である。当時、警察署と合同調査を行う場合は、警察官が立会いを要請する場合があった。火災調査は、あらかじめ消防職員、警察官及び立会人が集合して調査の方針等を確認した後、調査を開始する方法が一般的であった。また、火災調査が行われている間、立会人は、調査員の目の届く範囲内に控えており、必要に応じて、調査員の質問に応じたり、確認作業を行うことが、立会いの一般的方法である。本件実況見分は、4人の消防職員が各棟ごとに順次行ったのではなく、各職員が各自の役割分担に基づき、それぞれ必要な場所に分散して合同又は個別に行った。実況見分の終了時間は不明である。合同調査においては、警察官の人数が消防職員より多く、また、当時、消防職員と警察官が着用していた制服が類似していたこともあり、一般市民においては、見分けが困難であり、両者を混同する可能性があった。

(ウ) 上記(ア)及び(イ)の検討結果を踏まえると、当審査会としては、本件実況見分における審査請求人の立会い方法になお不明のところがあるものの、本件対象保有個人情報は、消防法第7章及び旧火災調査規程に基づく本件火災調査により実施機関が取得したものであり、条例第5条第1項の規定に違反して取得されたものではないと判断する。

イ 条例第5条第2項の該当性について

条例第5条第2項は、「実施機関は、法令又は条例（以下「法令等」という。）に基づく場

合を除き、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがある個人情報を取得してはならない。」と規定する。

当審査会が本件文書を見分したところ、そこには、消防法第7章及び旧火災調査規程に基づく火災調査により実施機関が取得した個人情報が記載されており、その記載内容は、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがある個人情報に該当しないものであることから、当審査会としては、本件対象保有個人情報は、条例第5条第2項の規定に違反して取得されたものではないと判断する。

ウ 条例第5条第3項の該当性について

条例第5条第3項は、「実施機関は、法令等に基づく場合を除き、個人情報を取得するときは、本人から取得しなければならない。」と規定した上で、同項ただし書において、8類型の適用除外について規定する。

審査請求人は、質問聴取報告書の質問日時の欄に記載されている平成8年〇月〇日午前11時30分頃には、掛川市立総合病院に薬を受け取りに行っており、その時刻に消防職員から質問を受けた事実がないこと、質問聴取報告書の記載内容は、審査請求人が警察官に供述した内容を消防職員が警察から聞いて記載したものである旨を主張している。

一方、実施機関側は、質問聴取は、掛川警察署の〇〇刑事と合同で実施したこと、主に〇〇刑事が審査請求人に質問し、消防職員は、その内容を記録しつつ時々補足の質問をする方法で実施したと説明し、質問聴取報告書の記載内容は、審査請求人本人から聴取したものであると主張する。さらに、実施機関は、当審査会の説明聴取において、次のことを明らかにした。

当時、調査員は、質問聴取の際、供述内容について審査請求人に事後の確認を行わなかった。現在は、掛川市火災調査規程（平成17年掛川市消防本部訓令乙第3号）様式第4号の規定により、供述者の署名又は記名押印が必要とされているが、旧火災調査規程では、同様の手続が規定されていなかった。また、掛川警察署との合同調査を行う場合は、同一内容の質問を警察官と消防職員が個別に行うと、供述者にとって煩雑となることから、警察官が質問する際に消防職員が臨席して供述内容を得ることが運用上行われていた。

当審査会は、本件質問聴取を現に行った消防職員（当時）にも説明を求めて、事実の究明に努めたところであるが、審査請求人の主張を証明する客観的資料等を発見するまでには至らなかった。したがって、本件対象保有個人情報を実施機関が取得した当時の質問聴取の実施方法が、警察官による質問聴取と誤解されやすいものであったこと、供述内容について供

述者に事後の確認を行わなかったことなど、適正な手続的配慮に欠ける一面があったと言えるが、旧火災調査規程に違反するものではないことから、手続的配慮に欠ける事実をもって、本件対象保有個人情報の取得が条例第5条第3項の規定に違反して行われたものであると判断することはできない。

エ 上記アからウまでの検討結果を踏まえると、本件対象保有個人情報の実施機関による取得は、条例第5条第1項から第3項までの規定に違反するものではないことから、条例第20条第1項の規定に基づく削除を要するものとは認められない。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

なお、審査請求人は、本件文書に記載の情報のうち、「出火した棟は、〇〇〇所有の倉庫と断定」（実況見分書）、「火元責任者氏名 〇〇〇」（質問聴取報告書、火災判定書）等の記載情報が事実に反することを強く主張する。このような出火元に関する主張は、実施機関の個人情報の取得行為そのものの適法性・違法性に関する主張ではなく、実施機関が火災調査により取得した情報に基づき認定した事実に関する主張である。本件審査請求の審査においては、本件対象保有個人情報の取得行為の適否が審査対象事項となるのであり、出火元に関する実施機関の認定事実の適否が審査対象事項となるものではないことから、当審査会は、審査請求人の主張のうち、出火元の実事認定に関する争点については、審査対象事項としないこととした。

(4) 本件不削除決定の妥当性について

以上のことから、当審査会は、本件対象保有個人情報の削除請求につき、実施機関が不削除とした決定については、妥当であると判断する。

掛川市個人情報保護審査会

会長 三橋良士明

委員 牧野百里子

委員 三倉俊久

委員 川合和雄

委員 増田美穂子